

環境影響評価法に基づく対象事業一覧

対象事業種	環境影響評価法の対象事業		地方公共団体の環境影響評価制度(条例等)の例	
	第一種事業	第二種事業	広島県環境影響評価に関する条例	岡山県環境影響評価等に関する条例
1 道路				
高速自動車国道	すべて	—	—	—
首都高速道路など	4車線以上のもの	—	—	—
一般国道	4車線以上・10km以上	4車線以上・7.5km～10km	4車線 5km以上	4車線 7.5km以上* ³ 2車線以上の自動車専用道路
県道	—	—	4車線 5km以上	2車線以上の自動車専用道路
市町村道	—	—	4車線 5km以上	4車線 7.5km以上の道路
道路交通法の道路	—	—	4車線 5km以上	—
林道	幅員 6.5m以上・20km以上	幅員 6.5m以上・15km～20km	10km以上	幅員が ⁶ 6.5m以上で、長さ 15km以上* ³
2 河川				
ダム	湛水面積 100ha以上	湛水面積 75ha～100ha	貯水区域 50ha以上	湛水面積 50ha以上
堰	—	—	湛水区域 50ha以上	湛水面積 75ha以上* ³
放水路	土地改変面積 100ha以上	土地改変面積 75ha～100ha	改変区域 50ha以上	土地改変面積 75ha以上* ³
湖沼開発	—	—	—	—
3 鉄道				
新幹線鉄道	すべて	—	—	—
鉄道、軌道	長さ 10km以上	長さ 7.5km～10km	すべて(改良は 5km以上)	すべて
4 飛行場				
	滑走路長 2,500m以上	滑走路長 1,875m～2,500m	すべて	滑走路の長さ 1,875m以上* ³ 滑走路375m以上の延長で、延長後1,875m以上となるもの* ³
5 発電所				
水力発電所	出力 3万 kw以上	出力 2.25万 kw～3万 kw	出力 1.5万 kW以上	1万kW以上(電気事業、卸供給に限る)
火力発電所	出力 15万 kw以上	出力 11.25万 kw～15万 kw	出力 7.5万 kW以上	すべて(電気事業、卸供給に限る)
地熱発電所	出力 1万 kw以上	出力 7,500kw～1万 kw	—	すべて(電気事業、卸供給に限る)
原子力発電所	すべて	—	—	—
風力発電所	出力 1万 kW以上	出力 7,500kW～1万 kw	出力 0.5万 kW以上	1,500kW以上(電気事業、卸供給に限る)
高圧送電線	—	—	—	50万V以上
6 廃棄物処理施設				
最終処分場	面積 30ha以上	面積 25ha～30ha	埋立面積 10ha以上	埋立処分場5ha以上又は改変面積10ha以上
ごみ焼却施設	—	—	処理能力 8t/h以上	焼却能力 4t/時以上
し尿処理施設	—	—	処理能力 150kl/日以上	—
産業廃棄物焼却施設	—	—	処理能力 8t/h以上	焼却能力 4t/時以上
7 埋立て、干拓				
	面積 50ha超	面積 40ha～50ha	25ha(15ha* ¹)以上	埋立又は干拓の面積 10ha以上
8 土地区画整理事業				
	面積 100ha以上	面積 75ha～100ha	50ha以上	改変面積 75ha以上
9 新住宅市街地開発事業				
	面積 100ha以上	面積 75ha～100ha	50ha以上	—
10 工業団地造成事業				
	面積 100ha以上	面積 75ha～100ha	50ha以上又は燃料使用量等一定以上* ²	特別地域を含む区域* ⁵ ;改変面積10ha以上 特別地域を含まない区域* ⁵ ;改変面積50ha以上
11 新都市基盤整備事業				
	面積 100ha以上	面積 75ha～100ha	—	—
12 流通業務団地造成事業				
	面積 100ha以上	面積 75ha～100ha	50ha以上	特別地域を含む区域* ⁵ ;改変面積10ha以上 特別地域を含まない区域* ⁵ ;改変面積50ha以上

13 宅地の造成の事業(「宅地」には、住宅地、工場用地も含まれる)				
住宅・都市基盤整備機構	面積 100ha 以上	面積 75ha～100ha	50ha 以上	改変面積 10ha 以上
地域振興整備公団	面積 100ha 以上	面積 75ha～100ha		
○港湾計画	埋立・掘込み面積の合計 300ha 以上		150ha 以上	—
●下水道終末処理場	—	—	処理人口 10 万人以上	計画処理水量 3 千 m ³ /日以上
●工場又は事業場の建設* ⁴	—	—	50ha 以上又は燃料使用量等一定以上* ²	特別地域を含む区域* ⁵ ; 改変面積10ha 以上 特別地域を含まない区域* ⁵ ; 改変面積50ha 以上 最大排ガス量 10 万 Nm ³ /時以上 平均排水量 1 万 m ³ /日以上
●複合開発用地の造成事業	—	—	50ha 以上	特別地域を含まない区域* ⁵ ; 改変面積50ha 以上 上記以外のもの; 改変面積10ha 以上
●レクリエーション施設等の建設				
レクリエーション施設の建設	—	—	50ha 以上	改変面積 10ha 以上
ゴルフ場	—	—	20ha 以上	—
スキー場	—	—	20ha 以上	—
●土石の採取	—	—	20ha 以上	改変面積 20ha 以上
●試験研究施設の建設	—	—	—	改変面積 10ha 以上

注)1. 第一種事業とは、必ず環境アセスメントを行う事業を示す。

2. 第二種事業とは、環境アセスメントが必要かどうかを個別に判断する事業を示す。

3. 港湾計画については、環境影響評価法の特例として港湾環境アセスメントの対象になる。

4. *1 重要港湾区域内の埋立であって、藻場・干潟等の野生生物の生息上重要な場等が埋立区域内に存在する場合等が該当します。

5. *2 燃料使用量が 1 時間あたり 15 キロリットル以上又は 1 日の排水量が 1 万立方メートル以上が該当します。

6. *3 環境影響評価法第二種事業の判定に漏れた場合

7. *4 メガソーラ事業に係るものを除く。(※50 万 V 以上の高圧送電線は対象となる。)

8. *5 特別地域: 国立公園、国定公園、県立自然公園、原生自然環境保全地域、自然環境保全地域、環境緑地保護地域、郷土自然保護地域、郷土記念物、生息地等保護区、鳥獣保護区の区域(以上の区域についてはその周囲200mを含む。)、市街化調整区域(地区計画区域を除く。)及び知事が指定する区域をいう。